

議第1号

地方創生の基盤となる地方分権改革の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年7月2日

提出者 総務委員長 岸本泰治

徳島県議会議長 川端正義殿

## 地方創生の基盤となる地方分権改革の推進を求める意見書

国においては、本年2月の補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、平成27年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置するなど、地方創生に向け本格的に取り組む姿勢を示している。

地方創生の実現に向けて力強い潮流を作るためには、地方がそれぞれの実情に応じた創意工夫によって、主体的な施策を実施することが何よりも重要であり、地方分権改革はその基盤となるものである。

昨年導入された地方分権改革に関する「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものである。

しかしながら、昨年度においては、地方から935件に上る意欲あふれる提案がなされたが、その4割が検討の対象にもならない結果となっている。

よって、国においては、「提案募集方式」における地方からの提案を実現し、地方が自らの発想と創意工夫により施策を展開できるよう、更なる事務・権限の移譲や規制緩和に積極的に取り組まれることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

### 提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

### 協力要望先

県選出国會議員

議第2号

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年7月2日

提出者 文教厚生委員長 木下 功

徳島県議会議長 川端正義 殿

## 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

この度、政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本県についての2025年の推計必要病床数は約9,000床であり、既存病床数と比べると約4,200床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念されるところである。

これまで本県では、地域の医療提供体制の確保は、県民の命と健康を守り、安心して生活するための最重要課題であるとの認識の下、その整備に取り組んできたところであり、今後もその必要性は変わらないと考えている。

国・地方ともに厳しい財政状況の中、持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療費適正化に向けた取組の必要性は十分理解できるものの、国が一方的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない。

よって、国においては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の実情に応じた現実的な内容とするとともに、これを実現させる過程においても、柔軟に対応することを可能とする制度運用を行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

### 協力要望先

県選出国會議員

議第3号

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年7月2日

提出者

樺	本	孝	樹
丸	若	二治也	美朗
藤	田	治思弘	治二
北	島	生之史	義義
岸	本	仁絵	邇生
喜	多	敬之	文雄
岩	佐	見朗	樹人
南	見		功司
嘉	丸		志
岩	見		
須	田		
岡	井		
原	清		
重	尾		
長	西		
山			

徳島県議会議長

川端正義殿

## 国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、戦後70年にわたり我が国の発展に重要な役割を果してきた。

しかしながら、我が国を巡る内外の諸事情は劇的な変化を遂げ、個人、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害時における緊急事態への対応、さらに、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化など、敗戦の混乱下での制定時には考えられなかつた課題への対応が求められており、国の危機管理にすら明確な根拠がない現行憲法の改正は、主権者である国民の生命・安全・財産を守る上からも喫緊の課題となっている。

このような情勢の変化に対応して、国会においては、平成19年に国民投票法が成立し、憲法審査会が設置されるとともに、昨年、改正国民投票法が成立するなど、憲法改正に向けた環境がようやく整つたところである。

よって、国においては、憲法改正について広く国民の理解を得るべく機運の醸成を図るとともに、新しい時代にふさわしい憲法への改正について、幅広い議論を尽くし、国民が自ら判断する国民投票を実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

### 提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官

### 協力要望先

県選出議員

議第4号

「慰安婦問題」に関する適切な対応と、未来志向の70年談話を求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年7月2日

提出者	樹美朗治	二義邇生	文雄樹人	功司志
樺丸	直征貴	富龍正	正章	正俊佑
藤北	杉木西	岡井川	寺元	中岡島木真古
岸喜	南沢本	川端	来木代山	田下貝川
岩南	若本	島多	仁絵	浩広
嘉岩	田島	佐恒	敬之	
須岡	本多	義博	見朗	
原重	島本	祐正		
長山	多佐	勝泰		
	見丸	宏義		
	見田	恒博		
	井清	正一		
	尾西	佳理		
		哲		
		國		

徳島県議会議長 川端正義 殿

## 「慰安婦問題」に関する適切な対応と、未来志向の70年談話を求める意見書

昨年2月20日、いわゆる「河野談話」作成時の事務方責任者であった石原信雄元官房副長官の衆議院予算委員会での証言が契機となり、菅義偉内閣官房長官の下、「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が設置され、同年6月20日には「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」（以下「慰安婦問題の経緯」という。）が取りまとめられた。

その中で、平成5年8月に出された「河野談話」に関しては、その作成過程において強制連行を示す事実は確認できず、事前に韓国と日本との間ですり合わせが行われ、最終的に日本が韓国に譲歩し配慮するような形で作成されたことが明らかになった。

その後2か月後の8月、朝日新聞は、慰安婦を強制連行したという吉田証言が虚偽であること、さらに慰安婦と女子挺身隊を混同した誤用など、慰安婦問題に関する32年間の長きにわたる報道の虚偽や誤りをようやく認め、謝罪した。

しかしこまでの間、国連勧告やアメリカをはじめとした外国議会及び外国の地方議会での非難決議、世界各地における慰安婦の碑や像の設置などにより、日本の名誉と信頼は地に落ちたと言っても過言ではなく、強制連行の根拠が崩れた今日、国においては、不当におとしめられた日本の名誉と信頼を早急に回復するための行動が求められる。

おりしも、現在政府は、安倍首相が今夏に発表する戦後70年談話を巡る有識者会議「21世紀構想懇談会」を設け、その内容を検討していることであるが、現在及び将来にわたる日本人の誇りを取り戻し、かつ守るため、次の事項を実現されるよう、強く要請する。

- 1 「慰安婦問題の経緯」で確認された事実について、日本国民に正しい認識を周知するための広報を推進するとともに、国際社会に向けて多言語で積極的な発信を行うこと。
- 2 正しい歴史認識を周知するための広報を推進するとともに、教科書が史実に基づいて記述されるよう適切に対応すること。
- 3 終戦70周年の節目に内閣総理大臣談話を発表する際には、過去の教訓も踏まえ、今後の国際貢献の在り方などを含む未来志向の談話を発出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
總 務 大 臣  
外 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国会議員